

諫早市監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和4年3月30日

諫早市監査委員	谷 口 啓
諫早市監査委員	森 口 恭子
諫早市監査委員	島 田 和憲

令和3年度定期監査（後期：1月～2月実施分）結果報告

1 監査の対象

政策振興部：スポーツ振興課
健康福祉部：福祉総務課
農林水産部：農地保全課
建設部：都市政策課、開発支援課

※監査の対象年度：令和2年度

2 監査の期間

令和4年1月5日（水）から令和4年2月10日（木）まで

3 監査の方法

監査の実施にあたっては、諫早市監査基準に基づき、あらかじめ指定した財務関係資料（指定様式）、歳入関係帳簿類及び歳出関係帳簿類の提出を求め、その内容が法令等に基づき適正かつ効率的に行われているかを監査し、また、必要に応じて関係職員から事情を聴取するなどの方法により実施した。

4 監査の結果

財務に関する事務の執行は、おおむね適正に執行されていると認められるが、一部において改善、検討の必要がある事例が見受けられたので、その状況を記載する。

なお、注意事項については、講評の際などに改善を求める。

【政策振興部 スポーツ振興課】

- 調定事務について改善を求めるもの

【指摘事項】

諫早市会計規則第8条第1項によると、収入命令権者は、歳入を収入しようとするときは、当該歳入に係る法令、契約書その他関係書類に基づいて調定しなければならないと規定されているが、収入した体育施設使用料について、使用取消により還付した使用料が調定されておらず、前回の定期監査時の指摘事項が一部改善されていない事例が見受けられた。

については、調定事務について規則に基づき適正に行われたい。

○ 徴収事務について改善を求めるもの

【指導事項】

諫早市行政財産の使用料徵収条例第8条によると、使用者は、市長の発行する納入通知書により、使用前にその使用料を納入しなければならないと規定されているが、体育施設敷地使用料の納入期限が使用開始後に設定されており、使用料が使用前に納入されていない事例及び納入期限内に納入されていない事例が見受けられた。

については、徵収事務について条例に基づき適正に行われたい。

【健康福祉部 福祉総務課】

○ 調定事務について改善を求めるもの

【指導事項】

諫早市会計規則第8条第3項によると、国庫支出金等の補助又は交付の指令があったときは、直ちに調定の手続きをしなければならないと規定されているが、長崎県原子爆弾被爆者に関する事務取扱交付金の調定が任意の日で行われている事例が見受けられた。

については、調定事務について規則に基づき適正に行われたい。

【農林水産部 農地保全課】

○ 徴収事務について改善を求めるもの

【指摘事項】

諫早市法定外公共物管理条例第15条第2項において準用する諫早市道路占用料条例第3条及び諫早市準用河川流水占用料等徵収条例第3条によると、占用の期間が1年を超える場合にあっては、次年度以降の分については毎年度分を当該年度の4月30日までに徵収すると規定されているが、次年度以降分の占用料が4月30日までに納められておらず、前回の定期監査時の指摘事項が改善されていない事例が見受けられた。

については、徵収事務について条例に基づき適正に行われたい。

【建設部 都市政策課】

○ 市有財産有償貸付に係る延滞料の徵収事務について改善を求めるもの

【指導事項】

電柱等の設置に係る市有財産有償貸付契約書第6条によると、甲（諫早市）の発行する納入通知書に示された期日までに貸付料を支払わないときは、その翌日から支払の日までの期間について年利2.6パーセントの割合で計算した延滞料を甲の発行する納入通知書により支払わなければならないと規定され

ているが、貸付料の支払いに係る延滞料が請求されていない事例が見受けられた。

については、市有財産有償貸付に係る延滞料の徴収事務について契約書に基づき適切に行われたい。

○ 屋外広告物に係る更新許可事務について改善を求めるもの

【指導事項】

長崎県屋外広告物条例施行規則第5条によると、許可の期間が1月以上3年以内のものにあってはその期間の満了日の1月前までに申請書を提出しなければならないと規定されているが、申請書の提出が遅延している事例が見受けられた。

については、屋外広告物に係る更新許可事務について規則に基づき適正に行われたい。